

○国立大学法人筑波大学大学教員の育児休業等取得者の雇用期間等に関する特例を定める規則

〔平成22年3月25日〕
法人規則第23号

改正 平成23年法人規則第58号

平成25年法人規則第39号

平成25年法人規則第56号

平成25年法人規則第58号

平成28年法人規則第41号

平成31年法人規則第32号

国立大学法人筑波大学大学教員の育児休業等取得者の雇用期間等に関する特例を定める規則

(目的)

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則（平成17年法人規則第7号。次条において「本部等職員就業規則」という。）、国立大学法人筑波大学附属病院職員就業規則（平成17年法人規則第12号。次条において「附属病院職員就業規則」という。）、国立大学法人筑波大学大学教員の任期に関する規程（平成16年法人規程第4号。以下この条及び次条において「任期規程」という。）の規定により3年（任期規程第2条に基づく再任の場合にあっては、2年）以上の期間を定めて雇用された大学教員（以下単に「大学教員」という。）について、当該大学教員の雇用期間等の延長に関する特例を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この法人規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雇用期間等 本部等職員就業規則第5条及び附属病院職員就業規則第5条に規定する期間並びに任期規程第2条に規定する任期をいう。
- (2) 育児休業等 本部等職員就業規則第25条に規定する産前産後休業、第26条に規定する育児休業及び第28条に規定する介護休業並びに附属病院職員就業規則第25条に規定する産前産後休業、第26条に規定する育児休業及び第28条に規定する介護休業をいう。

(雇用期間等の延長の要件)

第3条 次条の規定により、大学教員が雇用期間等の延長の申出をすることができる要件は、当該雇用期間等（次条の規定に基づき決定された延長期間を除く。以下同じ。）に3月以上の育児休業等を取得し、又は取得を申し出ている場合で、次の各号のいずれにも該当しないときとする。

- (1) 雇用期間等が満了する日までに従事しているプロジェクトが終了する場合
- (2) 雇用に係る経費が確保されない場合

- (3) 次条第1項の雇用期間等の延長の申出以前に部局人事委員会又は人事委員会において、当該大学教員の後任の候補者の審査が終了している場合

(申出の方法等)

- 第4条 雇用期間等の延長を希望する大学教員（以下「延長希望教員」という。）は、原則として当該雇用期間等が満了する日の6月前までに、別記様式第1の育児休業等取得者の雇用期間等に関する特例の適用申請書により延長希望教員が所属する系の系長及び重点研究センター（先端的研究型）の長（以下この条において「系長等」という。）に申し出るものとする。この場合において、当該延長希望教員が当該雇用期間等の範囲で取得し、又は取得を申し出ている育児休業等の期間に相当する期間を超えて雇用期間等の延長を申し出ることにはできない。
- 2 前項の申出を受けた系長等は、当該部局人事委員会、人事委員会、運営委員会等に雇用期間等の延長について諮り、その審査の結果を付して学長に報告するものとする。
- 3 学長は、前項の報告に基づき、当該延長希望教員の雇用期間等の延長について決定し、その結果を別記様式第2の育児休業等取得者の雇用期間等に関する特例の適用決定通知書により、延長希望教員に通知するものとする。
- 4 前項の雇用期間等の延長決定は、通算雇用期間等が5年を超えない範囲で、雇用期間等の延長を決定するものとする。
- 5 前4項の規定は、雇用期間等の延長が決定した大学教員（次条において「延長教員」という。）が延長された雇用期間等（以下「延長期間」という。）を変更する手続について準用する。この場合において、延長期間を短縮するときにあつては、第1項中「6月前」とあるのは、「1月前」と読み替えるものとする。

(延長期間の取消し)

- 第5条 学長は、延長教員が第3条第1号及び第2号の要件を欠く場合は、前条の決定を取り消すものとする。この場合において、学長は、別記様式第2の育児休業等取得者の雇用期間等に関する特例の適用決定通知書により、延長教員に通知するものとする。

附 則

この法人規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平25.4.1法人規則39号）

この法人規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平25.11.28法人規則56号）

この法人規則は、平成25年11月28日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学大学教員の育児休業等取得者の雇用期間等に関する特例を定める規則の規定は、同年11月1日から適用する。

附 則（平25.11.28法人規則58号）

この法人規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平28.5.26法人規則41号）

この法人規則は、平成28年5月26日から施行する。

附 則（平31.4.26法人規則32号）

この法人規則は、平成31年5月1日から施行する。

別記様式第1（第4条関係）

育児休業等取得者の雇用期間等に関する特例の適用申請書

年 月 日

学 長 殿

所属
職名
氏名

印

国立大学法人筑波大学大学教員の育児休業等取得者の雇用期間等に関する特例を定める規則第4条の規定に基づき、下記のとおり、雇用期間等に関する特例の適用を申請します。

記

1 雇用期間等に関する特例の適用を申請する理由等	理 由 (簡潔に記入)	
	休業の種類	<input type="checkbox"/> 産前産後休業 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 介護休業
	休業期間	年 月 日～ 年 月 日 年 月 日～ 年 月 日
2 当該雇用期間等に関する特例の適用によって期待される成果等について（簡潔に記入）		
3 雇用期間等	年 月 日 ～ 年 月 日	
4 申請する延長期間 又は決定された延長期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
5 申請する変更期間 (決定された延長期間を変更する場合に記入)	年 月 日 ～ 年 月 日	
6 雇用に係る経費	<input type="checkbox"/> 運営費交付金 <input type="checkbox"/> 病院収入 <input type="checkbox"/> 間接経費 <input type="checkbox"/> 外部資金	
7 プロジェクト等の名称	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ()	
8 その他参考となる事項		

備考 には、該当する項目にレを記入する。

別記様式第2（第4条及び第5条関係）

育児休業等取得者の雇用期間等に関する特例の適用決定通知書

年 月 日

殿

学 長

印

国立大学法人筑波大学大学教員の育児休業等取得者の雇用期間等に関する特例を定める規則第4条又は第5条の規定に基づき、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

1 雇用期間等の延長に関する決定事項	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取消し
2 現在の雇用期間等	年 月 日 ～ 年 月 日
3 延長後の雇用期間等	年 月 日 ～ 年 月 日
4 変更後の雇用期間等	年 月 日 ～ 年 月 日

備考 には、該当する項目にレを記入する。